

## 倶知安町宿泊税条例の一部を改正する条例

倶知安町宿泊税条例（平成30年倶知安町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、学生及び引率者」を「及び学生」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児
- ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

第5条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

第7条中「100分の2」を「100分の3」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用し、施行日前までの宿泊に対して課すべき宿泊税については、なお従前の例による。

### 説 明

北海道による宿泊税導入により北海道宿泊税相当分を北海道に交付する財源確保と倶知安町を取り巻く社会環境の変化に対応するため、町宿泊税率の変更が必要になったことに伴い、所要の改正を行うもの。